

伊東市新図書館基本構想策定委員会の運営等について

伊東市教育委員会事務局

生涯学習課

1 伊東市新図書館基本構想策定委員会の公開の趣旨

伊東市新図書館基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）の会議は、原則として公開とする。

（ただし、委員長が公開することが適当でないと認めた場合は、この限りではない。）

また、市民等に委員会の会議の傍聴を認めるとともに、委員会の会議記録を公表する。

2 委員会開催に係る周知

委員会の会議日程は、伊東市のホームページにおいて公開する。（日時、場所、その他必要な事項を含む。）

ただし、当初公開していた日程から変更する場合は、2週間前を目途に変更後の会議日程等を市ホームページに公開する。

3 委員会の会議傍聴者の受付方法

(1) 傍聴者の定員

傍聴者の定員は、10人とする。

(2) 傍聴者の受付

傍聴者の受付は、会議の開催日当日、会場において先着順に行う。

4 傍聴者の禁止事項

次に掲げる者に対して、傍聴を断ることができる。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 異様な服装をしている者

(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(6) 委員会の会議中に飲食・喫煙・携帯電話の使用・発言・拍手などにより進行を妨害する者

(7) 上記に掲げる者のほか、委員会の会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

5 委員会の会議の撮影等

委員会の会議の撮影・録画・録音などは認めない。

ただし、あらかじめ委員長の許可を受けた場合はこの限りでない。

6 委員会の会議資料の取扱い

委員会の会議資料は、傍聴者にも配付する。

当該資料は、委員会の会議終了後、速やかに市ホームページに掲載し、公開する。

7 委員会の会議記録の取扱い

委員会の会議記録は、発言者名を表記した要点記録方式とする。

委員会の会議記録には、会議名、開催日時、開催場所、出席した委員の氏名、発言の内容、その他委員会が必要と認めた事項を記載する。

委員会の会議記録は、委員会の会議開催後、概ね2か月以内に公表する。

8 その他

上記に掲げるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は委員会で定める。